

并生漆別無」が脱落している可能性もある。(一一一〇六)を参照。

1-16-09

国王尚巴志より礼部あて、皮弁冠服頒賜に対する謝恩の進貢の咨と目録(一四二八、二、一一)

琉球国中山王尚巴志、謝恩等の事の為にす。

今、各件の合に行うべき事理を將て開坐し移咨す。施行せよ。

須らく咨に至るべき者なり。

計

一件、謝恩の事。宣徳二年(一四二七)六月初六日、欽差の内官柴山、勅諭<sup>(1)</sup>を齎捧して国に到るを蒙る。開読するに、皮弁冠服を頒賜す、とあり。此れを欽む。欽遵して領受するを除くの外、今、長史梁回<sup>(2)</sup>・使者達他尼等を遣わし、表文一通を齎捧し、及び金結束等様の刀・屏風・摺紙扇<sup>(3)</sup>・磨刀石等の物を管送し、来船に就附して京に赴き謝恩せしむ。咨して施行を請う。

今開す

金結束刀靶黒漆鞆纏金竜腰刀二把、各々長さ二尺九寸

銅結束黒漆鞆腰刀一百把、各々長短等しからず

紅漆鞆黒漆鞆腰刀一百把、各々長短等しからず

計、各様の刀二百二把

金箔等画紙屏風三対

泥金等画摺紙扇一千把

白紙一万張

第六様磨刀石一万一千斤正

螺殼三千個

右、礼部に咨す

宣徳三年(一四二八)二月十一日

咨

注

(1) 勅諭 (〇一〇七)。

(2) 梁回 『明実録』宣徳三年八月庚子、九月乙亥の条は本文書の関連記事であり、また梁回の名はほかに正統九年(一四四四)四月丁酉、五月戊午、六月己卯、正統十年正月辛卯、十四年三月辛巳(梁回とあり)、景泰元年(一四五〇)八月乙未、六年二月庚寅と長期にわたって散見される。朝鮮の『海東諸国紀』「琉球国紀」に宣徳五年朝鮮に使した長史梁回の記事がある。また『家譜(二)』七五三頁には吳江梁氏の項に名のみ記されている。

(3) 摺紙扇 摺は折りたたむ、の意。摺紙扇におなじか。